

1. 国が示した集中改革プランと補助金見直しに関する考え方

「集中改革プラン」とは、平成17年3月29日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）に基づき、地方公共団体が行政改革の具体的な取組を集中的に実施するために策定した、平成17年度を起点として平成21年度までの具体的な取組みをわかりやすく明示した計画である。

具体的には、次の7つの項目が取組み項目として掲げられている。

- ・事務事業の再編・整理、廃止・統合
- ・民間委託等の推進
- ・定員管理の適正化
- ・給与の適正化
- ・第三セクターの見直し
- ・経費節減の財政効果
- ・地方公営企業の経営改革

このうち補助金に対しては、以下の行政改革推進を、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月）」および「地方財政の運営について（平成16年4月、平成17年4月、平成18年4月、平成19年4月）」にて示し、各都道府県知事宛に通知されている。

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針	様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること
	終期の設定やP D C Aサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること
地方財政の運営について	補助金等については、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等を精査の上、廃止、統合又はメニュー化に努めること 補助金等の新設は極力抑制することとし、新規の補助金等を設ける場合にあっても、既定の補助金等の整理を図るほか、終期を設定するとともに、不断の見直しを行うことにより、補助金等の総額の抑制に努めること

2. 堺市の包括外部監査報告書における指摘

●長期にわたり固定化している補助金・負担金についての見直し

長期にわたり固定化しており、その必要性や公平性に疑問があることから、その支給の必要性につき、ゼロベースでの見直しを行うべきである。

- ・堺市民芸術祭開催事業（堺市文化団体連絡協議会）
- ・堺市芸術文化創造発信事業補助金（堺シティオペラ）
- ・与謝野晶子倶楽部事業補助金（与謝野晶子倶楽部）

他市事例として、大阪市の「補助金等のあり方に関するガイドライン」においては、長期補助金等の見直し基準として以下の点を挙げている。

- ・事業目的が達成されているものや社会情勢の変化により事業効果が薄れているものは、速やかに廃止する。
- ・今後、新規で補助事業を創設する際には、あわせて終期を設定する。
- ・既存事業についても、原則として3年程度の終期を設定する。期限の到来は補助事業の自動的な終了を意味するものではないが、ゼロベースから見直す機会とし、延長する場合は市民に対しその必要性を十分説明する責任がある。

●団体運営費補助の見直し

堺市の外郭団体に対し、実質的に団体運営費補助となっている補助金について見直し、委託等への切り替えを検討すべきである。補助金として支給するのであれば、対象となる事業の主体性に疑義が生じないよう、補助割合については5割以下を目安とし、事業補助として実施すべきである。

- ・補助対象事業は特定の事業に限定されることなく抽象的な内容となっており、対象範囲は不特定かつ広範に渡っている。
- ・補助対象経費は、人件費、消耗品費、賃借料、保険料等団体の運営に係ると思われる経費を広くカバーしている。
- ・いずれの補助金も補助割合が極めて高い点が指摘できる。
- ・本来、堺市が主体となって行うべき行政の代替としての性質を有していると考えられ、補助金として支出することの適切性が問題であり、必要な事業であれば、委託等への切り替え、補助割合を大幅に下げるとともに、事業補助として事業毎に個別に検討すべきである。

大阪市の「補助金等のあり方に関するガイドライン」においては、団体運営 費補助について以下のような見直し基準を挙げている。

- ・補助の目的及び対象の明確化を図るため、原則として事業費補助へ転換すべきである。
- ・補助は団体の支援であるという観点から、原則として補助率は補助対象経費の $1/2$ を上限とし、見直しを図っていく。政策的な理由などから $1/2$ を超える補助が必要となる場合については、特に市民に対しその妥当性を十分説明すべきである。
- ・団体が行っている事業が、本来市が主体となって行うべき行政の代替としての性質を有している場合については、そもそも補助金等として支出していることが適切であったかという点で疑問があり、団体が行っている特定の事業に着目して委託事業等へ切り替えることも検討すべきである。
- ・各団体において、自主財源の確保及び効率的な運営を行う努力が十分になされていることの検証が必要である。

●全庁的な補助金の見直し（ガイドラインの策定）について

補助金の見直しに関する堺市としてのガイドラインが策定されているものではなく、見直しについての統一的な考え方、方針が示されているものではない。

補助金の交付において、長期間固定化されており、必要性、公平性 に疑問があるものが存在し、また、100%近い実質的な団体運営費補助を継続している案件もあり、堺市として全庁的に、抜本的な補助金の見直しが必要であると考える。

3. 堺市の行財政改革における補助金、および外郭団体に関する考え方

行財政改革推進に向けての提言 [堺市議会行財政改革特別委員会] 平成 10 年 9 月	<p>【補助金等の整理合理化について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金等については、制度のあり方、対象等を見直すとともに、実施に向けては原則としてその期限を概ね 3 年とし、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を総合的に判断し、見直しを行うこと。
新堺市行財政見直し実施計画 (改定) 平成 12 年 9 月	<p>【これまでの取り組み状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金等について、行政効果等を精査し、抜本的な整理合理化を図る。 <p>【今後の取組項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 年ごとにその行政効果等を判断し、整理合理化を図る。 個別の要項等に基づいて交付している補助金について、予算執行及び交付手続き等の適正化を図るため規則を制定し、交付手続き等の統一化、事務処理の簡素化を図る。
行財政改革計画 (改定案) 平成 16 年 1 月	<p>【財政構造の改革】</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金の 3 年終期設定、個別評価 及び運営補助から事業補助への転換。(目標 2 割減) <p>【外郭団体の経営改善】</p> <ol style="list-style-type: none"> 施策・事業の再編合理化や業務の見直し、再任用職員や非常勤職員など多様な人材活用により、派遣職員を削減します。 補助金、委託料以外の自主財源(寄付金、広告料等)の開拓を進めます。
新行財政改革計画 平成 18 年 3 月	<p>1. この行財政改革計画は、総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に対応します。 (集中改革プランの策定と公表)</p> <p>【施策事業の見直しと再構築】</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規・拡充事業については、同一目的の事業や類似事業との関係を整理し、スクラップ・アンド・ビルトを徹底します。 <p>【補助金の見直し】</p> <ol style="list-style-type: none"> 定額補助から事業費補助への転換や原則として 3 年を限度とする終期設定など引き続き補助金の見直しを徹底します。 個々の補助金について、定期的に評価を行うとともに、補助実績について公表を行います。 市民協働の取組に対する公募型補助制度のように、市のまちづくりの発展への寄与が期待される補助金については、創設や増額を検討します。 <p>【外郭団体の経営改善と市の財政関与の縮減】</p> <ol style="list-style-type: none"> 団体経営の自立化・効率化を進めるとともに、市としての財政関与及び人的関与の縮減を進めます。 施策・事業の再編合理化や業務の見直し、再任用職員や非常勤職員など多様な人材活用などにより、市派遣職員を削減します。 補助金、委託料以外の自主財源(寄付金、広告料等)の開拓を進めます。 <p>【組織の役割と責任の明確化】</p> <ol style="list-style-type: none"> 類似・関連業務のある外郭団体との役割分担と責任範囲を明確化します。 ※文化課と(財)堺市文化振興財団等

行財政改革アクションプログラム 平成 22 年 3 月	<p>【外郭団体の総点検】</p> <ol style="list-style-type: none"> 存続する外郭団体については、市的人的関与（市職員、元市職員等の関与）や財政的関与（補助金、委託料）を見直すとともに、外郭団体の自立性を確保する体制づくり（自主財源の確保、計画的な人員体制・人材育成）をおこなうことで、市と外郭団体の適正な関係を構築し、市民ニーズに合致した公共サービスを提供します。 <p>【補助金の定期的評価及び実績公表（財政課）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 定額補助から事業費補助への転換など、引き続き補助金の見直しを徹底します。 個々の補助金については、定期的に評価を行うとともに、補助実績について公表をおこないます。
行財政改革プログラム 平成 23 年 3 月	<p>【歳出の改革（補助金・単独扶助・負担金等の見直し）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金、単独扶助、負担金について、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、事業の必要性、効果・公益性等の観点から定期的に見直しを進めます。（財政課、各課） <p>【歳出の改革（外郭団体の改革【委託業務と補助金の見直し】）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 外郭団体との委託契約は原則競争入札とし、契約の透明性に努めるとともに、経費削減をおこないます。（経営監理室、外郭団体所管課） 補助金については、外郭団体の実施する事業の見直しや法人運営の効率化を行うことにより、平成 22 年度から平成 24 年度の集中改革期間に概ね 15% 程度の削減を行います。（経営監理室、外郭団体所管課）
第 2 期行財政改革プログラム 平成 26 年 5 月	<p>【市の関与の見直し（補助金・単独扶助・負担金等の見直し）【財政課】】</p> <ol style="list-style-type: none"> 社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、事業の必要性、効果・公益性等の観点から、予算編成などの機会を捉えて定期的に見直しを行います。 【目標】社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえた補助金、単独扶助、負担金等の適正化
第 3 期行財政改革プログラム 平成 30 年 5 月	<p>【行政運営改革（外郭団体に対する市の関与【行革推進課、各所管課、関係課】）】</p> <p>[財政的関与／補助金]</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金は、必要性や公益性を十分に精査した上で交付します。法人運営補助金は原則廃止とし、団体の組織運営に係る経費（総会・評議員会・理事会の開催運営費、理事・評議員・監事報酬など）については、補助金を交付しません。 <p>[財政的関与／委託]</p> <ol style="list-style-type: none"> 委託契約は原則として競争入札とし、団体と随意契約を行う場合は、厳格に審査します。 <p>【財政運営改革（歳入の確保・歳出の抑制）】</p> <p>[補助金、負担金等の見直し 【財政課】]</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金・負担金について、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、事業の必要性、効果・公共性等の観点から予算編成等の機会を通じて、適宜、見直しを行います。 【目標】事業の必要性、効果・公共性等の観点から予算編成等の機会を通じて、適宜、見直し

4. 他自治体における補助金見直しの考え方（補助金見直しガイドライン）を基にした判断枠組み

	長期化している補助金の終期設定（サンセット方式）、廃止
1	<p>→全ての補助金に終期を設定すること</p> <p>①補助金の使途、交付団体が固定化、硬直化しないよう、全ての補助金について終期を設定すること。</p>
2	重複・類似する補助金等は、また、類似団体等への補助金等は、整理・統合
3	<p>再補助・二重補助の原則禁止</p> <p>①原則として、再補助は直接補助へ切り替えること。</p> <p>②一部には、補助等の交付先からさらに再交付していく形をとっているものがある。一義的には直接補助が基本であり、これら再補助は補助基準の不透明化にもつながりやすいことから、直接補助へ切り替えられないか検討を行うこと。</p> <p>③交付団体からの再交付等により、実質的に市と当該交付団体からの二重補助となっている団体への補助金等は、交付団体が再交付に転用した金額について減額すること。</p>
4	<p>補助金以外の支出方法が適当である場合には、他の方法への切り替えを検討すること</p> <p>①補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえた上で、市による直接執行や委託等による方法が適当である場合は、他の支出方法へ切り替えること。</p> <p>②特に実施にかかる経費の全額を補助する事業については、補助交付先の事業とは言い難いことから、委託への切り替えを検討すること。</p> <p>③同一事業者に対し補助金と委託料双方の交付をする場合は、両者を明確に区分するとともに、実績報告等の審査の際にも現行の区分の妥当性について常に検証を行うこと。</p>
5	<p>補助金額・補助率の適正化、積算基準等の見直し</p> <p>→補助金額または補助率は、適切かつ妥当な基準とすること</p> <p>①補助金額または補助率の設定について、補助交付先と行政の役割分担や負担割合、補助事業の成果や執行状況、他都市の類似補助金との比較、補助交付先の財政状況等を勘案し、市民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額・補助率とすること。</p> <p>②補助率については、補助事業の実施主体は補助交付先であることや、国の地方向け補助金の状況等に鑑み、原則として1／2以内とする。</p> <p>③補助目的の早期実現を理由に1／2を超える補助率を設定している場合は、期限を区切ること。</p> <p>④過去に積算基準等を一度も見直したことがない、あるいは見直しから相当期間が経過している補助金等については、ゼロベースから積算基準・金額の妥当性の検証を行うこと。</p> <p>⑤補助基準の明確化の観点から、定額ありきとなっている補助金等については、補助対象経費を明確にすること。</p> <p>⑥報告書記載の支出費目・金額の審査のみでなく、各支出費目に対応する領収書等の確認も徹底すること。</p>

	団体運営費補助の原則廃止
6	<p>→原則として、団体運営費補助は、補助目的・使途及び積算根拠を明確にして事業費補助に切り替えること。</p> <p>①団体運営費補助は、団体の公共性・公益性に着目した補助であり、補助金の使途が特定の事業に限定されず、補助基準や対象経費が曖昧になりがちであり、補助による効果がわかりにくい傾向がある。</p> <p>②団体運営費補助は、原則として補助対象となる具体的な事業を明確にし、目的・使途を明確にした事業費補助へ切り替えること。</p> <p>③交付団体からの再交付等により、実質的に市と当該交付団体からの二重補助となっている団体への補助金等は、交付団体が再交付に転用した金額について減額すること。</p>
7	補助交付先の選定の適正化、公募型補助金制度の創設 <p>→補助交付先は原則として公募による選定とし、公募になじまない場合のみ非公募とすること。</p> <p>①補助事業の実施の担い手は、最もふさわしい団体等を明確な選定基準のもと公平に選定すべきであり、原則として公募により実施すること。</p> <p>②「外郭団体に対する支出金」のうち委託事業は競争原理が働く公募・入札とし、財政支援的な支出金を削減する。</p> <p>③外郭団体等以外の他の団体との公平性を確保するため、外郭団体等への補助金等は公募制への移行を積極的に図ること。</p>
8	補助交付先の財政状況の検証 <p>→補助交付先の財務状況を勘案するため、下記を把握し補助の必要性について検証すること。</p> <p>①補助金が補助交付先の収入の多くを占め、補助金に依存する構造になっていないか。</p> <p>②補助金以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有し自主財源での継続的な事業実施が可能ではないか。</p> <p>③財政状況の検討においては、特に、単年度の收支のみではなく、内部留保にも留意する必要がある。</p> <p>④補助金に余剰金が生じた場合には、清算し余剰金については返還するべき。</p> <p>⑤団体等が自立性を高めるための取り組みを行っているか。</p> <p>⑥補助金が流用されずに適正に対象事業に充当されているかどうかのチェックだけでなく、補助の継続及び効果の検討や補助金額の増減変更を検討するためにも、全体の決算状況を調査・確認する必要がある。</p>
9	情報公開と事後評価の徹底 <p>①補助金の使途や実績についても市民に公開し、市民に対し、評価にかかる判断材料を提供すること。</p> <p>②PDCAサイクルを機能させること。</p>
10	スクラップ・アンド・ビルト <p>①補助金は、削減（スクラップ）の方向だけではなく、「共生共助でつくる豊かな地域社会」の実現に向けて効果的であるものについては、新設（ビルト）も検討すること。</p> <p>②その際、スクラップを徹底し、補助金総額にかかる増圧力としないことに留意すること。</p> <p>③新設にあたっては3年以内の終期設定を徹底すること。</p>

	イベント事業への関与のルール化 ①イベント事業への市の関わりは、補助金、負担金、委託料、直接経費など様々であるため、負担区分の定義を明確にした上で、 関与のルールを統一すること。 ②イベント事業は、公益性が認められることが前提であり、特定少数または特定団体の利益に寄与するものであってはならない。 ③また、市が関与する場合は、費用対効果、地域への経済波及効果等について検証し、行政関与の必要性が薄れた場合、事業の廃止など見直し を行うこと。
11	事業の公益性 ①補助対象とする事業が市総合計画の施策体系上に位置付けられるかどうか ②事業内容や手段が法令・条例・規則等に反しないもの
12	市が事務局的機能を担っている団体 ①市が任意団体の事務局的機能を担うことは、団体の自主性や自立性を阻害するとともに、民間と行政との役割分担が不明確となることから、適切な支援を行いながら、団体 自らが事務局を担うことができるよう、補助団体の指導・育成に努めること。 ②補助金交付団体の事務を市職員が担い、また、市役所を事務所としている団体が相当数見受けられ、結果的に、別途人件費及び事務室費等を補助している形になっている。 ③交付団体の事務従事時間に相当する人件費が事実上の負担となっており、実質的な二重補助の状態となっている。

4. 参考文献

I. 国（行財政改革）

行政改革推進事務局	公益法人改革のポイント（平成 14 年 3 月）
閣議決定	今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日）
総務省	地方財政の運営について（〔 地方団体への通知 〕 平成 16 年度～平成 20 年度）
総務省	地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成 17 年 3 月 29 日）
内閣府公益認定等委員会	公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成 20 年 4 月／平成 31 年 3 月改定）

II - 1. 地方自治体（行財政改革）

浜松市	浜松市行財政改革に関する中間答申書（平成 20 年 3 月 30 日）
浜松市	浜松市行政経営計画の実績報告について（平成 21 年度）
新潟市	新潟市集中改革プラン（素案）【2019 年 4 月～2022 年 3 月】（令和元年 9 月）

II - 2. 地方自治体（補助金見直しガイドライン）

新潟市	補助金制度の改革に向けて（平成 15 年 7 月）
大阪市	補助金等のあり方に関するガイドライン（平成 19 年 3 月）
浜松市	補助金見直しにかかるガイドライン（平成 19 年度／平成 21 年度／令和元年度）
千葉市	補助金の適正化ガイドライン（平成 22 年 7 月）
相模原市	補助金の見直し指針（平成 23 年 11 月 30 日）
福岡市	補助金ガイドライン（平成 26 年 4 月 1 日改正）
横浜市	負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針（平成 27 年 4 月 23 日改正）
神戸市	補助金見直しガイドライン（案）（平成 28 年 10 月）
生駒市	補助金等の見直しに関する提言書（平成 19 年 2 月）
胎内市	補助金等のあり方に関するガイドライン（平成 19 年 11 月）
茨木市	補助金等のあり方に関するガイドライン「よりよい補助金制度を目指して」（平成 24 年 8 月）
大田区	大田区補助金適正化方針（平成 28 年 3 月）
西宮市	西宮市補助金制度に関する指針（平成 25 年 11 月／平成 29 年 6 月 6 日改正）
長野市	「補助金等の見直しに関するガイドライン」の検討について（案）（平成 29 年度）
岸和田市	補助金等のあり方・方向性に関する提言書（令和元年 5 月）
士別市	補助金適正化ガイドライン（令和元年 8 月）
大杉覚	（2006）「自治体補助金改革と行政評価の課題」『会計検査研究』第 33 号、会計検査院

III. 政令指定都市の文化振興財団の状況に関する資料

札幌市	出資団体評価シート（平成 30 年度、令和元年度）	【札幌市芸術文化財団】
仙台市	経営評価シート・正味財産増減計算書（平成 30 年度）	【仙台市市民文化事業団】
新潟市	外郭団体評価調書（令和元年 7 月 1 日）／財務（平成 30 年度）	【新潟市芸術文化振興財団】
さいたま市	さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する取組計画（平成 31 年 3 月）	【さいたま市文化振興財団】
千葉市	経営評価シート（平成 30 年度）	【千葉市文化振興財団】
川崎市	経営改善及び連携・活用に関する取組評価（平成 30 年度）	【川崎市文化財団】
相模原市	外郭団体の経営評価に係る基本調査（令和元年度）	【相模原市民文化財団】
静岡市	外郭団体概要書（平成 31 年 4 月 1 日）	【静岡市文化振興財団】
浜松市	会計報告（平成 30 年度）	【浜松市文化振興財団】
名古屋市	名古屋市外郭団体概要（令和元年 11 月）	【名古屋市文化振興事業団】
京都市	外郭団体の経営状況及び経営評価結果を説明する書類（平成 30 年度）	【京都市音楽芸術文化振興財団】／【京都市芸術文化協会】
神戸市	外郭団体経営評価（平成 30 年 7 月 1 日）	【神戸市民文化振興財団】
岡山市	岡山市外郭団体個別改革方針（平成 31 年 3 月 31 日）	【岡山シンフォニーホール】／【岡山市スポーツ・文化振興財団】
	正味財産増減計算書 及び 内訳表（平成 30 年度）	【岡山シンフォニーホール】
福岡市	福岡市の主な出資法人の概要（令和元年版）	【福岡市文化振興財団】

IV-1 . 堺市（行財政改革）

- 行財政改革推進に向けての提言（平成 10 年 9 月） 堺市議会行財政改革特別委員会
 行財政改革計画（改定素案）（平成 16 年 1 月）
 新行財政改革計画（平成 18 年 3 月）
 行財政改革アクションプログラム（平成 22 年 3 月）
 行財政改革プログラム（平成 23 年 3 月）
 第 2 期行財政改革プログラム（平成 26 年 5 月）
 第 3 期行財政改革プログラム（平成 30 年 5 月）
 みんなの審査会（平成 22 年度）【芸術文化振興事業】事業シート／評価結果／議事録
 みんなの審査会（平成 23 年度）【堺市文化振興財団事業補助】事業シート／評価結果／議事録
 みんなの審査会（平成 27 年度）【堺市展開催事業】事業シート／評価結果／議事録

IV-2 . 堺市

外郭団体経営評価シート (公財) 堺市文化振興財団	(平成 30 年度)
事務事業総点検シート 堺市文化振興財団事業補助	(令和元年度)
事務事業総点検シート 堺市民芸術文化ホール管理運営	(令和元年度)
事務事業総点検シート 文化施設管理運営	(令和元年度)
「包括外部監査結果報告書」	(令和 2 年第 1 回市議会 (定例会) 外部監査人報告綴)

IV-3 . 堺市条例・規則

堺市立文化会館条例	(昭和 59 年 3 月 30 日／令和元年 10 月 1 日施行)
堺市補助金交付規則第 97 号	(平成 12 年 9 月 29 日／平成 25 年 10 月 1 日施行)
堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	(平成 13 年 12 月 25 日／平成 29 年 4 月 1 日施行)
堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則	(平成 30 年 4 月 1 日施行)

V. 堺市文化振興財団

事業報告書	(平成 29 年度／平成 30 年度)
正味財産増減予算書	(平成 29 年度／平成 30 年度)
正味財産増減予算書 内訳表	(平成 29 年度／平成 30 年度)
正味財産増減計算書	(平成 28 年度／平成 29 年度／平成 30 年度)

VI. 法律

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成 12 年法律第五十号/令和 2 年 4 月 1 日施行)